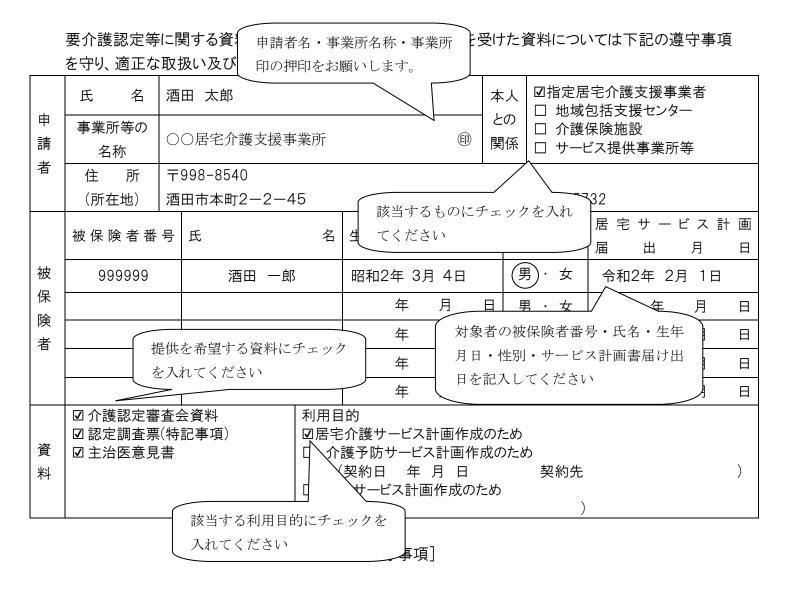
要介護認定等の資料提供に係る申請書

令和 2年 2月 1日

酒田市長 殿



- 1. 私は提供を受けた資料は、法令に定めのある場合を除き、申請書に記載した目的以外に使用しません。
- 2. 提供を受けた資料は、法令に定めのある場合を除き、申請書に記載した目的以外で複写または複製を作成しません。
- 3. 私の指定居宅介護支援事業者等の職員又職員であった者が1及び2に記載した行為を行わないよう必要な措置を講じます。
- 4. 提供を受けた資料を、厳重に管理し、資料の紛失または記載された個人情報が漏洩しないよう適性に 保管します。
- 5. 被保険者との居宅介護支援または施設サービスの提供に係る契約関係が終了した場合、その他提供を受けた資料を所持する必要がなくなったときは、速やかに当該資料(複写し、または複製したものを含む。)を責任を持って廃棄します。
- 6. 被保険者または本市から提供資料の提示または提出もしくは返還を求められたときは、いつでもこれに応じます。
- (注) 1. 上記の遵守事項に違反した場合は、今後資料の提供を受けられなくなる場合があります。
 - 2. 主治医意見書は介護サービス計画の作成に限り主治医が開示に同意したものであり被保険者本人に対しては開示に同意していませんので、特に慎重に取り扱ってください。